

# 総務文教常任委員会報告

## 閉会中の委員会調査

- 平成19年2月20日  
平成18年度のファミリー健康プランの取り組み状況についての調査を行った。
- 重点対策として、タバコ対策、アルコール対策、こころ対策の取り組みを行ってきた。学校と行政が連携して保護者への教育、商工会等地域組織への働きかけを実施している。
- 禁煙・分煙登録施設が23施設となった。4月から役場庁舎施設内も全面禁煙になる。
- 地価が下がっているのに税額が下がらないと言われている土地・家屋の課税標準額および税額の決定方法について調査を

行った。

- 固定資産税計算の中で最も理解されていないのが課税標準額で、固定資産価格と課税標準額が必ずしも等しくはならない。地価は下がっているが、平成6年の税法で大幅に改定された上昇分が吸収されていないことから、税額が下がらない状況になっている。
- 現在の税の徴収状況および滞納整理状況について調査を行った。
- 1月末の徴収状況は、昨年実績より1.4%増になっているが、暖冬の影響で今後は不透明である。
- コンビニ収納が前年より2000件増加している。
- インターネット公売を役場ホームページに掲載

載している。

## 閉会中の委員会審査

### ●平成19年3月8日

議案第12号 湯沢町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

- ロープウエー事業所の廃止と退職予定者が11人いることからの増減である。定数は改正前で196人、改正後は184人

「町長部局154人（+6人）、ロープウエー事業所皆減（△20人）、議会部局3人（同じ）、監査部局1人（同じ）、教育委員会部局は国体推進室職員の増から26人（+2人）」とした。

定員適正化計画では平成25年までに155人となっているが、それまでの退職者を考えると新採用を考慮しない場合は125人程度となる見込み。

### □審査の結果

全員賛成で可決すべきものと決定（主な質疑）

Q：4月以降の実職員定数はどうなるか。

A：条例上の定数は改正後で184人であるが、実職員数は新年度から町長部局14人、議会部局2人、監査部局1人、教育委員会部局19人の計166人となる。

議案第13号 湯沢町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

●ロープウエー事業所が廃止されるため宿日直手当を廃止することにも、今回の組織の見直しに伴い、行政職給料表の期末手当の傾斜配分支給の級を3級から4級（主任職）に引き上げるとともに、職務の分類を機構改革に併せて改正する。また、行政職給料表2及び医療職給与表も併せて職務分類の字句を修正した。

### □審査の結果

全員賛成で可決すべきものと決定

議案第14号 湯沢町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

●人事院勧告で国家公務員の休息時間が廃止されたことに準拠し、12時から12時15分までの休息時間を廃止する。従って、昼休みの時間は今までは休息時間と休憩時間を合わせて1時間としていたが、勤務時間を変更せずに、昼休みを休憩時間のみの45分間とする。

### □審査の結果

全員賛成で可決すべきものと決定（主な質疑）

Q：この勤務時間の変更で何が変わるのか。

A：大きく変わることはないが、12時15分までが勤務時間となる。

議案第15号 湯沢町職員の特殊勤務手当てにかんする条例の一部を改正する条例の制定について

●特殊勤務手当は、著しく危険、不快な勤務等の特殊な部分を給与で